

確定申告

所得税の確定申告と町・県民税の申告時期になりました。申告の相談・受付は、2月16日（木）から3月15日（木）までです。事前に必要な書類を準備し、期限内に申告と納税を済ませましょう。

とき 2/16（木）～3/15（木）の毎日

受付時間 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時

*土曜・日曜も申告の相談を受け付けます。

*受付時間は厳守してください。

ところ 役場3階 大会議室

○確定申告の必要な人

- ・事業所得（商業・工業・農業・漁業などによる所得）や不動産所得（地代・家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- ・土地、建物などを譲渡した人
- ・サラリーマンで年収が2千万円を超える人
- ・2ヶ所以上から給与を受けている人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ・医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等を受ける人

鳥取税務署での申告となります。

- ・土地、建物等の譲渡に係るもの
- ・農業所得を除く事業所得や不動産所得等に係るもの
- ・青色申告に係るものについては

○確定申告に必要なもの

申告の時には下記のものが必要です。忘れずにご持参ください。

- *「印鑑」
- *本人名義の「通帳」（還付申告の場合）
- *確定申告書が税務署から送付されている人はその「申告書」（中身を）確認ください。
- *給与所得者および年金受給者は「源泉徴収票」
- *生命保険料および地震保険料控除を受ける人は、「支払保険料の証明書」
- *国民年金保険料などの社会保険料の支払いがある人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- *医療費控除を受ける人
平成23年中に支払った「医療費の領収書」と保険などで補てんされる金額の明細書（領収書は、事前に合計金額の集計をしておいてください。）
- *寄附金控除を受ける人

寄附先から交付された寄附金の受領証

東日本大震災に関する寄附金で、受領書等にその記載のない場合は、東日本大震災に対する寄附であることが分かる書類（募金要綱・新聞記事等）を併せてご持参ください。

*農業をしている人

帳簿、営農総合口座取引集計表、領収書など、23年中の収入や支出のわかるものを準備し、収入と経費をまとめ、事前に「収支内訳表」の作成をしておいてください。

*事業所得等のある人

帳簿、領収書など、23年中の収入・支出のわかるものを準備し、「収支内訳表」の記入・提出をお願いします。

*住宅借入金等特別控除を新たに受ける人

（床面積50㎡以上で、自己所有、住宅ローン等の返済期間が10年以上であることなど条件があります。）

・「住民票の写し」

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

・「家屋の登記事項証明書」や「請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」などで取得日、床面積、取得価額などのわかる書類

□増改築・大規模修繕などは、「建築確認済証の写し」または「検査済証の写し」または「増改築等工事証明書」

□高齢者等居住改修工事（バリアフリー改修工事）・断熱改修工事（省エネ改修工事）等は、「増改築等工事証明書」・補助金等の金額を証する書類 など

□住宅耐震改修工事は「住宅耐震改修証明書」・補助金等の金額を証する書類

□認定長期優良住宅を新築した人は「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅用家屋証明書」または「認定長期優良住宅建築証明書」

□住宅耐震改修工事は「住宅耐震改修証明書」・補助金等の金額を証する書類